

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日:令和7年1月17日

評価 機関	名称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所在地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和6年5月17日
	訪問調査日	令和6年8月27日
	評価結果の確定日	令和6年12月20日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	母子生活支援施設高松ハイツ	種別	母子生活支援施設		
事業所代表者名	施設長 志賀 彰	開設年月日	昭和23年3月1日		
設置主体	社会福祉法人広島県同胞援護財団	定員	10世帯	入所世帯数	2世帯(4人)
所在地	〒731-0231 広島市安佐北区亀山5丁目45-24				
電話番号	082-812-2045	FAX番号	082-814-7442		
ホームページアドレス	https://www.dohen.or.jp/takamatsu/				

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業:母子生活支援施設 ・生活支援 ・子育て支援 ・就労支援 ・こころのケア ・広島市子育て短期支援事業 ・アフターケア ・地域支援サービス ・親子支援事業	春休みレクリエーション/進級お祝い会/端午の節句会 母の日/七夕会/夏休み計画会/水遊び/夏休み行事 お月見会/スポーツレクリエーション/秋祭り クリスマス会/お正月行事/節分/ひな祭り
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室 20 室 ・冷暖房 ・浴室、脱衣所 ・独立洗面台 ・トイレ ・洗濯置場 ・下駄箱 ・キッチン ・ベランダ	○学習室 1か所 ○相談室 1か所 ○地域交流室 1か所 ○会議室 1か所 ○心理療法室 1か所 ○事務室 1か所 ○トイレ 1か所 ○宿直室 1か所
○短期利用居室 1 室	

職員の配置

職種	人数 (うち常勤の人数)	職種	人数 (うち常勤の人数)
施設長	1人(1人)	心理療法士	1人(0人)
母子支援員	2人(2人)	嘱託医	1人(0人)
少年指導員	2人(2人)	看護師	人(人)
保育士	1人(1人)	事務員	人(人)
調理員	1人(1人)	宿直職員	1人(0人)

II. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

高松ハイツは、社会福祉法人広島県同胞援護財団が運営する母子生活支援3施設の一つであり、「あなたの今に寄り添い、希望が見える明日へ」の基本方針の基に運営されています。

施設は、見晴らしの良い住宅街に位置し、保育園や小中学校も近くにあることから子どもの養育に最適な環境となっています。建物の一階には、地域交流スペースがあり、共有トイレは、子ども用の補助便座を設置するなど、誰もが使いやすい構造となっています。子育て支援短期利用事業居室は即時対応ができるよう、事務所の横に配置され、すぐに入居できる体制が整えられているほか、各居室には内線電話があり、母子に寄り添える環境があります。

福祉サービス第三者評価は、今回で3回目の受審となり、前回、課題としてあがっていた毎日の清掃の記録について、実施状況や実施者・点検者を記録等を用いて見える化することで、改善されていました。

◎特に評価の高い点

- (1) 施設長は、人事考課面談や定期的な個別面接 1on1ミーティング等定期的に実施し、日頃から職員とのコミュニケーションをとっておられます。危機管理能力も高く、職員の業務の進捗状況を把握し、超過勤務削減等業務改善に取り組まれています。また、施設内外の特徴をSWOT分析し、中期計画等で職員と共有されています。【管理運営編No.6/リーダーシップの発揮】
- (2) CS(顧客満足度)向上会議を月に1回実施しており、利用者からの意見で急を要するものについては、遅くとも3日以内に対応するように心がけるなど、CS向上に取り組まれています。また退所に当たって必要な場合は、アフターケアの内容を利用者と話しあって作成されています。【管理運営編No.21/母親と子どもの満足の向上・No.32/養育・支援の継続性への配慮】
- (3) 地域の清掃活動や行事に参加し、地域とのつながりを大切にされています。また、定期的に近隣の保育園や小・中学校との連絡会を開催し、関係機関との情報共有に努められています。【サービス編No.15/進学・就職への支援・No.33/施設機能の地域還元】

◎特に改善を求められる点

- (1) 施設の中・長期計画の定期的な見直しや、実施状況の把握・評価がされているか確認ができませんでした。また、財政状態の把握と今後の見通しは施設単独でも必要と思います。事業計画は丁寧に作成され見直しもされているので、連動して見直し等をされることをお勧めします。【管理運営編No.3/中・長期的なビジョンと計画の明確化】
- (2) 福祉業界に関する動向や地域の会議で把握された情報を、事業計画だけでなく中・長期計画にも反映されることを提案します。今後は、地域のニーズを取り入れるなど多角化を検討されてはいかがでしょうか。【管理運営編No.7・8/経営環境の変化等への対応①②】

III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の受審にあたり、施設の強みや弱みを把握することができたとともに、支援を振り返る機会となりました。評価していただいた項目は、自施設の強みとして更にサービスの質の向上を目指してまいります。改善を要する部分については、全職員で改善策を検討し、取り組んでまいります。

また、利用者アンケートを通して、ご利用者様の思いやご要望を聴く機会となりました。ご利用者満足を第一に考え、最大限の努力をしていく所存です。

今回の受審結果を今後に活かし、ご利用者様が施設で安心・安全に生活できるよう、支援力を向上してまいります。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：母子生活支援施設高松ハイツ

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）	(1)理念・基本方針 自己評価：N0.1-2	法人としての理念・基本方針が確立し、明文化されています。理念は、事務所内の見えやすい位置に掲示するとともに、ホームページやパンフレット等に入所者に分かりやすい言葉で示されています。また、職員には理念ハンドブックが配付されており、いつでも確認できるようになっています。基本方針についても掲示をご検討されていて、徹底が図られるとのことです。毎朝の引継ぎ時に、理念の唱和や具現化できたエピソードを共有されています。年度初めには経営方針について動画で職員全員に周知されています。
	(2)計画の策定 自己評価：N0.3-4	事業計画は、理念や基本方針に基づき、施設目標や方針が定められるとともに、施設の現状やアンケートや面談で収集した入所者のニーズが反映された内容となっています。計画は中間と年度末の2度見直されるほか、職員会議で進捗状況が周知されています。 ◎施設の中・長期計画の定期的な見直しや、実施状況の把握・評価がされているか確認ができませんでした。また、財政状態の把握と今後の見直しは施設単独でも必要と思います。事業計画は丁寧に作成され見直しもされているので、運動して見直し等をされることをお勧めします。
	(3)施設長の責任とリーダーシップ 自己評価：N0.5-6	施設長は外部会議や研修会に積極的に参加し、職員へのフィードバックの時間も意識的に設けられています。また、人事考課面談や定期的な個別面接 1on1ミーティング等を定期的の実施し、日頃から職員とのコミュニケーションをとられています。危機管理能力も高く、職員の業務の進捗状況を把握し、超過勤務削減等業務改善に取り組まれています。また、施設内外の特徴をSWOT分析し、中期計画等で職員と共有されています。 ※SWOT分析とは…「強み(Strength)」、「弱み(Weakness)」、「機会(Opportunity)」、「脅威(Threat)」の頭文字SWOTから名付けられた、事業分析のツール。
2 法人・施設の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：N0.7-8	施設長は、種別団体や関係機関の会議・研修会に参加し、社会福祉事業全体の動向について把握されています。また、母親と子どもの推移や利用率を把握し、改善すべき課題を明らかにして、事業計画に反映されています。経営状況や改善すべき課題については、職員会議で振り返りを行いつつ、新規獲得プロジェクトを実施し、利用者数確保に努められています。 ◎福祉業界に関する動向や地域の会議で把握された情報を、事業計画だけでなく中・長期計画にも反映されることを提案します。今後は、地域のニーズを取り入れるなど多角化を検討されてはいかがでしょうか。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：N0.9-12	年度初めに施設長が職員と目標設定を行い、定期的に面談を実施しています。また、個人目標に沿って研修計画や指導計画が立てられています。就業状況については、超過勤務防止のための原因分析や子育て中の職員の急な欠勤にも対応できる体制を組むなど、働きやすい環境づくりに取り組まれています。実習生の受け入れについては、実習生マニュアルを整備し、資格別のプログラムを立て、指導体制を整えられています。
	(3)安全管理 自己評価：N0.13	危機管理マニュアルやリスクマネジメントマニュアルが整備され、入所者の安全確保と緊急時に対応するための手順や連絡体制が職員に周知されています。事務所内には、緊急時に迅速に対応できるよう、見えやすい位置に必要な連絡先が掲示されています。災害発生に備え3日分の食糧の備蓄や利用者が使用する部屋にヘルメットを設置するなど防災意識を高く持たれています。

2 組織の運営管理	(4)設備環境 自己評価:N0.14-15	共有部分は、採光、換気等が良く、共用トイレには補助便座や台を設置するなど入居者が安心安全に生活できるよう配慮されています。また、施設内の清掃や換気は、清掃チェック表をもとに実施され、清潔に保たれています。利用者への美化アンケートの実施や美化担当を設置し職員会議で話し合うなど、高い意識を持って取り組まれています。児童の健康を考えて、施設内は原則禁煙となっています。
	(5)地域との交流と連携 自己評価:N0.16	町内会の役員会や地域行事に参加し、地域住民との交流を図ったり、地域の福祉ニーズの把握に努められています。令和5年度からは「学び」が楽しくなるようにとのねらいで、近隣大学の学生が講師を務める「学(まな)らんど」に取り組み、地域にも広報しています。今後も地域交流行事の拡大に向けて、計画をされています。集会室は避難場所としても活用できるようになっており、60人×3日分の食糧が備蓄されています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価:N0.17-18	施設長は、種別協議会の会議等に参加し、制度等の必要な情報を収集されています。また、定期的に行政との意見交換の場に参加され、制度に関する意見や意向を取りまとめ、行政機関等へ提示されています。財務諸表は、法人が定める情報開示に関する規程に基づき、開示請求に対応する体制があるほか、法人ホームページで公開されています。
3 適切な養育・支援の実施	(1)子ども(・母親)本位の養育・支援 自己評価:N0.19-24	利用者の満足の向上に向けた取り組みとして、美化や職員の処遇に関するアンケート実施されています。CS向上会議を月に1回実施しており、利用者からの意見で急を要するものについては、遅くとも3日以内に対応するように心がけるなど、CS向上に取り組まれています。苦情解決の体制は掲示板で周知するほか、生活のしおりの交付時に説明されています。処遇やリスクマネジメント、苦情対応等各種マニュアルが策定されており、法人内他事業所と合同で見直しをされています。 ※CSとは…Customer Satisfactionの略称で、顧客満足度のことを意味する。
	(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価:N0.25-28	年1回、各職員が自己評価に取り組まれているほか、虐待対応や感染症対策のマニュアルが整備されており、定期的に見直しをされています。アセスメントに基づいた自立支援計画や自立支援目標が策定されており、エビデンスを持って支援に繋がられています。支援記録は母子生活支援システム施設管理システム等により共有され、記録入力の手順書も定められています。支援記録等の開示については、法人の規程に定められており、開示が求められた場合の手続き方法は職員に周知されています。
	(3)養育・支援の開始・継続 自己評価:N0.29-32	利用開始時には、「生活のしおり」を用いて、提供されるサービス内容を母子に説明されています。説明にあたっては統一した内容になるよう職員用のハンドブックが準備されています。また、ホームページやパンフレットを作成し、必要な情報を分かりやすく提供されています。退所にあたっては、アフターケアの内容を利用者と話しあって作成し、退所後のサービスを検討、情報提供をするほか、必要に応じて外部機関へ繋ぎ、利用者の署名もいただかれました。また、退所後も行事の案内を送ったり電話相談に応じるなど、継続して関わりを持たれています。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：母子生活支援施設高松ハイツ

1 施設の環境整備	(1)快適な空間 自己評価：NO.1-2	共有スペースは、十分な広さがあり、安全面に配慮された構造となっています。和室があり、行事や面会など用途に応じて活用されています。施設内の清掃は、朝夕担当職員が行い、清潔に保たれています。令和4年度より美化委員会を設置し、母子が明るい気持ちで生活できるように、また、コミュニケーションのきっかけになるように、施設周りの花壇や玄関には、季節を感じられる花を楽しめる工夫がされています。また、各居室には内線があり、母子が不安になった際にすぐに相談できる体制がとられています。
	(2)安心な生活 自己評価：NO.3-4	危機管理マニュアル、BCPを作成し、災害時に対応できる準備を整えるとともに、月に一度避難訓練を実施されています。非常食を3日分備蓄し定期的に見直しをされています。「広島さっそくネット」を活用し、災害時に相互協力できる体制を整えておられます。不審者対応マニュアルが整備されており、警察立ち合いのもと不審者対応訓練を実施されています。
2 日常生活の中での支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：NO.5-7	自立支援マニュアルが整備されており、手順に沿ってアセスメントから計画作成が行われています。自立支援計画は統一された書式で記載され、母子の意向と措置機関の意見も反映した内容となっています。年2回の母との面談においては、まずはケース担当者のみで行ったのちに施設長を交える等段階を踏んで実施することで、面談のハードルが低くなるよう取り組まれています。また、児童との面談が年1回実施され、支援計画に反映されています。
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：NO.8-9	職員は、退所後の生活を想定し、居室の整理整頓や掃除の習慣、生活費等の金銭管理能力が身につけられるよう、必要な支援を提供されています。また、養育講座の実施にあたっては希望のテーマを事前に聞き取るなど、母と職員と一緒に学ぶ場を提供されています。健康面に配慮が必要な母子については、必要に応じて病院同行を行い、医療機関との連携を図られています。
	(3)社会性の獲得 自己評価：NO.10-13	セカンドステップのプログラムにより、お互いを尊重し、円滑なコミュニケーションがとれるように促すとともに、職員は自身の振る舞いが利用者の模範となるよう心掛けながら、生活の場を通して言葉づかいや他者との関わりや決まり等を伝えられています。行事への参加は、事前に参加票を配付することで意向を尊重しており、世帯行事については企画から一緒に取り組むこともあります。
	(4)学習・進学・就職 自己評価：NO.14-15	静かに落ち着いて勉強できるよう、和室等を提供されています。学生ボランティアによる学習機会(学(まな)ランド)を提供し、学校以外での学習を支援されています。支援制度についてもマニュアルがあり、入所者及び退所者に奨学金や助成金等の案内をされています。定期的に近隣の保育園や小・中学校との連絡会を開催し、関係機関との情報共有に努められています。
	(5)母親に対する支援 自己評価：NO.16-19	夜間や休日にも母親の相談に応じることができる体制を整備し、心理的なサポートに努められています。就労支援については、必要に応じ職員が保育園の送迎や施設内保育、延長預かり等を実施されています。法テラスや弁護士無料相談をはじめ必要に応じ専門の相談機関を紹介し、職員も法律や制度に関する研修会に参加されています。
	(6)その他の支援 自己評価：NO.20	心理療法室は、プライバシーに配慮され、落ち着いてカウンセリングやプレイセラピーを受けられる環境が整備されています。定期的に同法人の他施設に勤務する心理療法士による心理ケアも行われており、職員も適宜必要なアドバイスを受ける体制を整えられました。 ◎今後入居者が増えた場合に備えて、当該施設として、心理療法士の配置等を検討されることをお勧めします。

3 安心な生活	(1)虐待の防止 自己評価：NO.21-24	行動規範や職員ガイドラインに虐待防止について明記してあるとともに、ポスター等を掲示し、虐待防止の啓蒙に取り組むとともに、施設内外の研修に参加し、虐待が起きやすい状況や場面について知識を得ておられます。 虐待マニュアルが整備されており、児童虐待が疑われる場合は、見回りを増やすなど必要な対応がとれるようになっています。
	(2)問題行動への対応 自己評価：NO.25-26	問題行動への対応は、職員間で話し合い、発生した原因や今後の対応方法について迅速に検討し、再発防止に努めているほか、施設内で児童間の問題が生じないよう職員が見守りを行っており、言葉使いや態度が気になった場合はその都度声かけをされています。
	(3)衛生管理 自己評価：NO.27	保健衛生マニュアルが整備されており、定期的に見直しを行うとともに、保健衛生についての外部研修に参加されています。また、食中毒や感染症、正しい手洗いのポスターなどを共有スペースに掲示し、予防方法や注意点を周知されています。
	(4)子どもと保護者の関係等の継続・回避等 自己評価：NO.28-31	離婚手続き等は、入所者の不安軽減のため、必要に応じて県内に限らず家庭裁判所等関係機関には職員が同行されています。強引な引き取りへの対応訓練や利用者の情報が漏れることが無いよう関係機関と連携を図るなど、利用者の安全確保に努めておられます。入所者に関する外部からの問い合わせへの対応方法は、職員で共有されており、母子の安全を最優先とした安全確保のための情報共有を図る体制を整備しておられます。
4 地域とのつながり 専門性の向上	(1)専門性の向上 自己評価：NO.32	職員は、施設長との面談を通じ、評価やフィードバックを受けられるほか、OJTによる指導が受けられる体制が構築されています。支援力向上のため、事例検討やロールプレイ、他施設間交流研修を実施しておられます。
	(2)地域とのつながり 自己評価：NO.33	集会室の開放や地域の要望に応じて可能な限り対応できる体制を整える等、施設の持つ機能を地域に還元する取り組みをしています。また、地域の清掃活動や行事に参加し、地域とのつながりを大切にされています。年1回開催される子育て連絡会に出席し、関係者との連携を維持されています。さらに、近隣の大学から座談会や講義の講師依頼があれば職員を派遣しておられます。
5 本位の支援 母親と子ども	(1)支援の継続性とアフターケア 自己評価：NO.34	退所時には面談を行い、令和5年度から退所後のアフターケア支援計画が立てられています。退所後も関係機関と連携し、同行等を継続するなど、母子が安心した生活を送ることができるよう、必要な支援を提供されています。退所後も地域行事を活用し、退所者に連絡をとられており、電話相談にも応じるなど継続して関わりを持たれています。

自己評価・第三者評価の結果 (管理運営編：母子生活支援施設高松ハイツ)

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織 (法人・施設)

(1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人・施設としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・母親と子ども等に周知されていますか。	A	A	

(2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	B	○
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	A	A	

(3) 管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	施設長の役割と責任の明確化	施設長は自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	施設長は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 法人・施設の運営管理

(1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	施設経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	B	○
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	B	○

(2) 人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3) 安全管理

13	母親と子どもの安全確保	母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	A	A	
----	-------------	-----------------------------------	---	---	--

(4) 設備環境

14	設備環境	施設は、母親と子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	施設は、清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	母親と子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	--	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	市区町や県に、制度に関する意見や意向を事業所として伝えてありますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	母親と子ども等に財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な養育・支援の実施**(1)母親と子ども本位の養育・支援**

19	母親と子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの母親と子どもを尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	母親と子どもを尊重する姿勢②	母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	母親と子どもの満足の向上	母親と子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	母親と子どもからの意見等に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2)養育・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた施設の取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	母親と子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	A	A	
27	養育・支援の実施状況の記録	母親と子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	養育・支援の提供記録等の開示を適切に行っていますか。	A	A	

(3)養育・支援の開始・継続

29	養育・支援の提供開始①	母親と子どもやに対して、養育・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	養育・支援の提供開始②	入所後に提供する養育・支援について、母親と子どもやに分かりやすく説明していますか。	A	A	
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	A	A	
32	養育・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：母子生活支援施設高松ハイツ）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1. 施設的环境整備

(1) 快適な空間

1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、母親と子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	

(2) 安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	A	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	A	A	

2. 日常生活の中での支援

(1) 計画に基づいた自立支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	A	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	A	A	
7	本人の自己決定・家族等の参加	自立支援計画は、母親と子ども・家族・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	A	A	

(2) 生活習慣の獲得

8	健康管理	母親と子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	A	A	
9	整理整頓・生活技術	母親と子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	

(3) 社会性の獲得

10	自他の権利の尊重	母親と子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
11	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、母親と子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
12	社会的ルールの獲得	母親と子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
13	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	A	A	

(4) 学習・進学・就職

14	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
15	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
(5)母親に対する支援					
16	相談援助の体制	母親の社会的自立をめざした相談体制がありますか。	A	A	
17	子育てに対する支援	母親の子育てに対する不安を受け止め、必要な助言、支援を行っていますか。	A	A	
18	就労に向けた支援	母親の職業能力の開発や就労支援を行っていますか。	A	A	
19	補完的な保育支援の提供	母親や子どものニーズに応じた保育支援を行っていますか。	A	A	
(6)その他の支援					
20	メンタルヘルス	心理的ケアが必要な母親と子どもに対して、心理的な支援を行っていますか。	A	A	
3. 安心な生活					
(1)虐待の防止					
21	虐待の防止	母親と子どもに対する暴力、虐待防止と早期発見に取り組んでいますか。	A	A	
22	虐待の禁止	母親と子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	A	A	
23	子どもの虐待状況への対応①	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援していますか。	A	A	
24	子どもの虐待状況への対応②	子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っていますか。	A	A	
(2)問題行動への対応					
25	問題を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	A	A	
26	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	A	A	
(3)衛生管理					
27	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
(4)子どもと保護者の関係等の継続・回避等					
28	夫等との関係調整	夫等との関係調整のための支援を適切に行っていますか。	A	A	
29	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	A	A	
30	夫等からの暴力回避	夫等の暴力により保護を必要とする母親と子どもの安全確保を適切に行っていますか。	A	A	
31	緊急利用への対応	夫等の暴力により保護を必要とする母親と子どもの緊急利用に適切に対応していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

4. 専門性の向上・地域とのつながり

(1) 専門性の向上

32	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	B	B	
----	------------	--	---	---	--

(2) 地域とのつながり

33	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	A	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

5. 母親と子ども本位の支援

(1) 支援の継続性とアフターケア

34	支援の継続性とアフターケア	母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っていますか。	A	A	
----	---------------	--	---	---	--